

吹田市における盛土規制法運用開始に伴う宅地造成等工事規制区域の指定による「盛土規制法」及び「都市計画法」関連申請の取り扱いについて

吹田市では、市域全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、**令和6年7月1日（月曜日）**から**盛土規制法に基づく運用を開始**する予定です。

運用開始に伴い、「宅地造成等工事規制区域」内で一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（下図参照）を行う場合は、事前に盛土規制法に基づく許可が必要になります。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

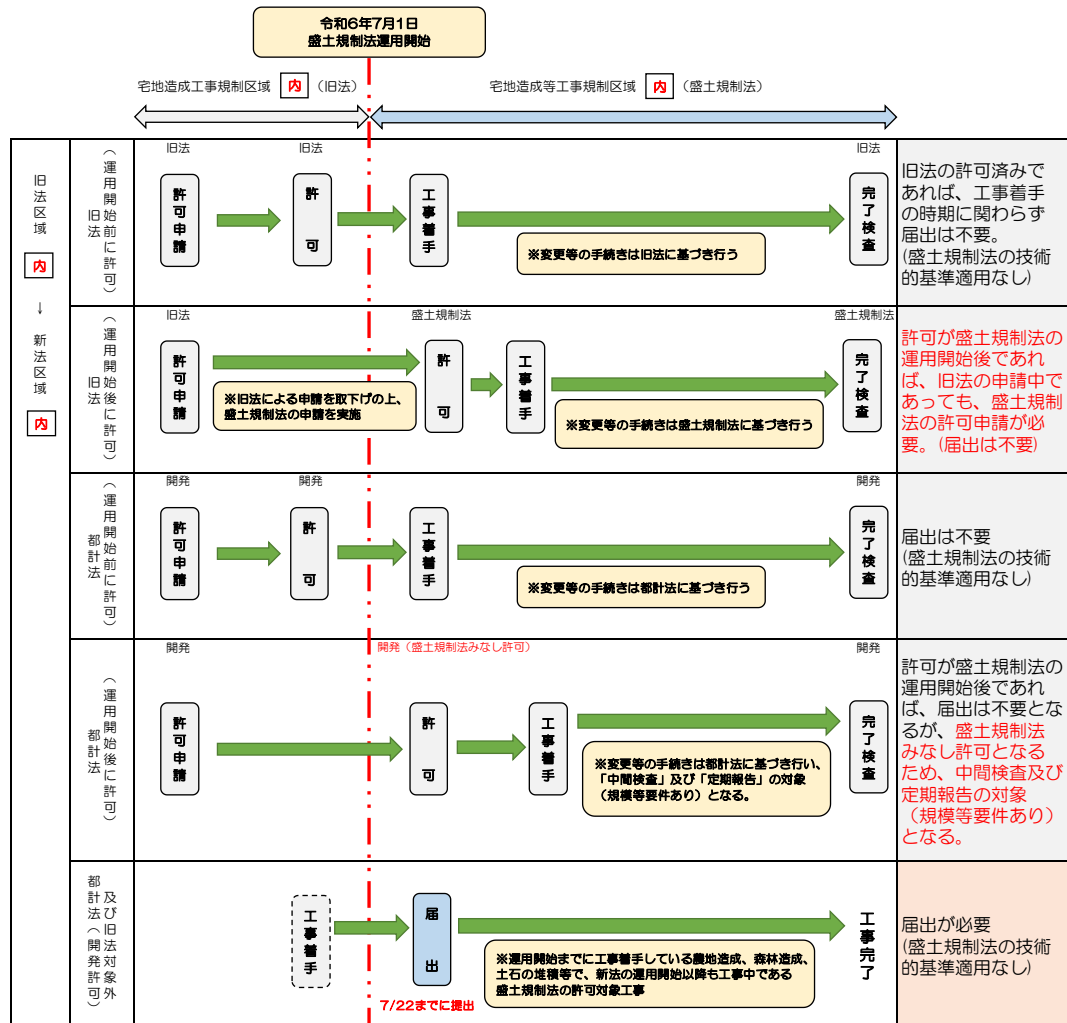
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

許可対象のイメージ図（国土交通省 HP「盛土規制法/パンフ（事業者向け）より引用）

また、運用開始日前後の許可申請（宅地造成等規制法（以下、「旧法」という。）や都市計画法に基づく許可関連申請）や着手中の工事に関しては届出もしくは再度許可申請が必要となる場合がありますので、留意していただきますようお願いいたします。

1 宅地造成工事規制区域（旧法）**内**において一定規模以上の宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事を行う場合



【旧法】

運用開始日前に旧法に基づく許可を申請した場合、運用開始日前に許可を受けなければ、運用開始日後に改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要になります。

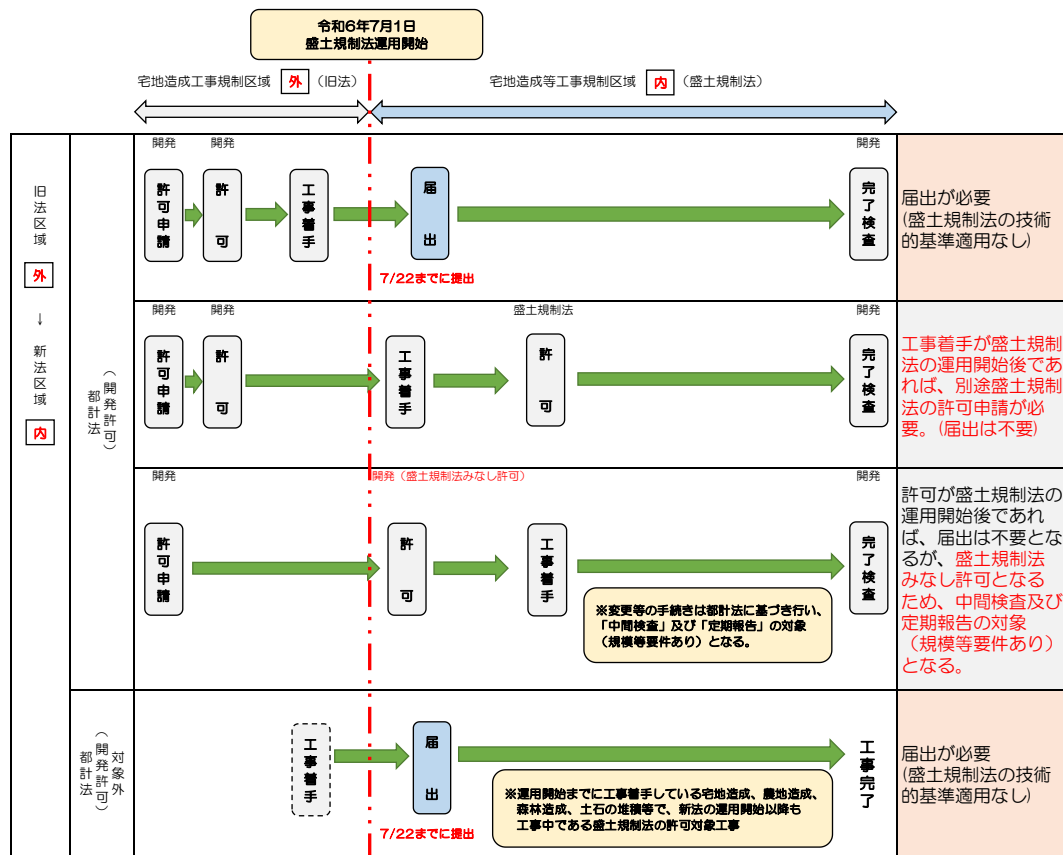
【盛土規制法】

旧法に基づく許可が不要で、盛土規制法に基づく許可が必要となる工事（特定盛土等、土石の堆積）については、運用開始日前に工事着手した場合、運用開始日から21日以内（※）に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要になります。

【都市計画法】

運用開始日前に開発許可を申請した場合、運用開始日前に許可を受けなければ、運用開始日後は盛土規制法のみなし許可となり、同法に基づく技術基準への適合並びに中間検査・定期報告が必要になります。

2 宅地造成工事規制区域（旧法）外において一定規模以上の宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事を行う場合



【盛土規制法】

運用開始日前に工事着手した場合、運用開始日から21日以内に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要になります。

【都市計画法】

運用開始日前に開発許可を申請した場合、運用開始日前に許可を受けなければ、運用開始日後は、盛土規制法のみなし許可となり、同法に基づく技術基準への適合並びに中間検査・定期報告が必要になります。

運用開始日前に開発の許可を受け、運用開始日前に工事着手した場合は、運用開始日から21日以内(※)に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要になります。

なお、運用開始日前に工事に着手しなければ、改めて盛土規制法第12条の許可の申請が必要になります。

(※) 運用開始日が令和6年7月1日(月曜日)の場合は、令和6年7月22日(月曜日)まで)